

## 「ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議」設置要綱

平成 31 年 4 月  
関係府省庁申合わせ  
令和 2 年 8 月  
一部改正

1. ビジネスと人権に関する我が国の行動計画の策定の過程において、必要な検討及び決定を関係府省庁が連携して行うため、局長級の関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議（局長級）」という。）を設置する。
2. 連絡会議（局長級）の構成員は別添のとおりとする。ただし、議長は必要があると認められるときは、構成員を追加することができる。
3. 連絡会議（局長級）の円滑な運営を図るため、課長級の関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議（課長級）」といい、連絡会議（局長級）と併せて「連絡会議」と総称する。）を設置することができる。
4. 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
5. 連絡会議の会議に係る事務は、外務省において処理する。
6. 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(別添)  
令和2年8月現在

「ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議」  
関係府省庁構成員一覧

省庁名	部・局/役職
内閣府	テーマ別担当審議官(※)
警察庁	長官官房審議官(国際担当)
金融庁	総合政策局総括審議官
消費者庁	審議官
総務省	大臣官房長
法務省	大臣官房審議官(国際・人権担当)
★外務省	総合外交政策局審議官(大使)
財務省	大臣官房審議官
文部科学省	国際統括官
厚生労働省	国際労働交渉官
農林水産省	大臣官房審議官(国際)
経済産業省	通商政策局審議官
国土交通省	大臣官房審議官(国際)
環境省	大臣官房審議官
防衛省	防衛装備庁調達管理部長

★議長

※内閣府の窓口は、大臣官房企画調整課となる。